

ACCESS



[阿波市役所までの時間]

■ 羽田空港(東京)から徳島阿波おどり空港まで
飛行機で約1時間10分
(徳島阿波おどり空港から車で約1時間)

■ 羽田空港(東京)から高松空港まで
飛行機で約1時間15分
(高松空港から車で約1時間)

■ 大阪市から
車で約2時間40分

Movie is
now
available

動画公開中



子どもは地域全体で育てる



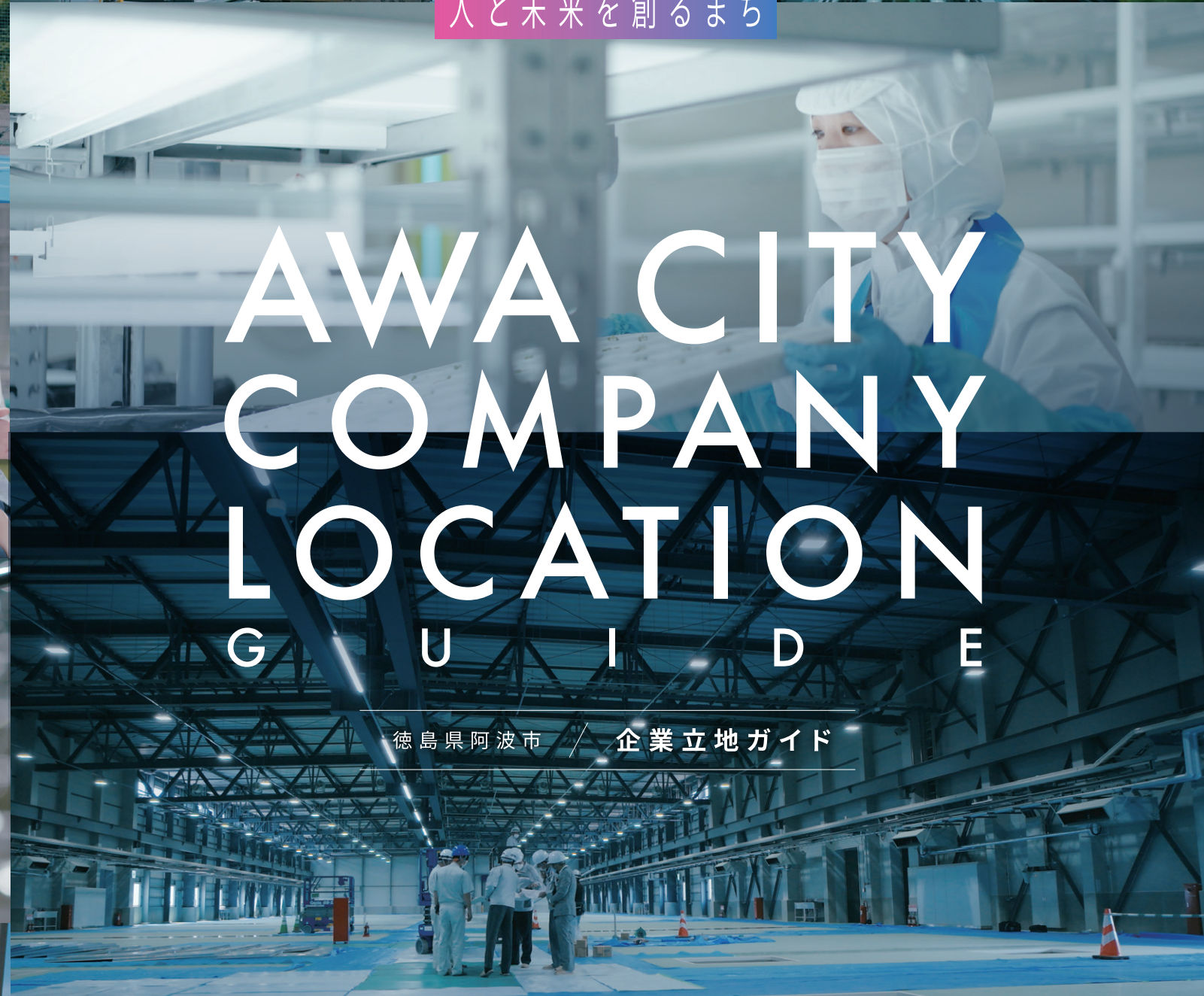
寝坊してもたっぷり遊べる休日



人と未来を創るまち

AWA CITY COMPANY LOCATION GUIDE

徳島県阿波市 / 企業立地ガイド



阿波市役所 商工観光課

771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8722 FAX 0883-36-8762

<https://www.city.awa.lg.jp/>

OUTLINE

位置と地勢

本市は、徳島県の中央北部に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県東かがわ市に隣接しています。北部の県境には、阿讃山脈の緑豊かな山々が連なり、これらを源とする河川が南へ流れ、南面傾斜の扇状地を形成しています。また、南部には、四国最大の河川・吉野川が流れ、その北岸に広がる平野部は、温暖な気象条件と肥沃な土壌に恵まれた農業がととても盛んな地域です。気候は、瀬戸内式に属し、温暖で降雨量が比較的小さい地域となっています。

市の概要

面積
191.11km ²
世帯数
13,029世帯(令和2年国勢調査)
総人口
34,713人(令和2年国勢調査)

阿波市という選択

新しい場所で、新しい仲間と出会う

TARGET

阿波市企業立地促進条例の 優遇措置対象業種一覧

優遇措置の対象業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる産業のうち、右表に定めるものとする。

大分類	中分類	小分類
農業、林業		
製造業		
情報通信業	情報サービス業 インターネット付随サービス業 映像・音声・文字情報制作業	
運輸業、郵便業	道路旅客運送業 道路貨物運送業	
卸売業、小売業		
学術研究、 専門・技術サービス業		
宿泊業、 飲食サービス業※1	宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業	旅館、ホテル
教育、学習支援業		
サービス業 (他に分類されないもの)※2	その他の 事業サービス業	他に分類されない 事業サービス業

※1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する事業は除く。
※2 コールセンター業に限る。



SUPPORT

徳島県、阿波市の両方で 各種支援をご用意しています

阿波市の支援

1.阿波市企業立地促進条例による支援

■要件

新設事業所または増設・移設の規模が次の各号すべてに該当すること。

- 1)投資固定資産総額が2,000万円以上
- 2)新設の場合…常時使用の従業者が15人以上(製造業以外は5人以上)の事業所であること。
増設・移設の場合…新たに5人以上の地元雇用を行うこと。(ただし、企業立地に関する連携協定を締結した企業はこの限りでない。)
- 3)公害の発生のおそれがないこと、または発生の防止に必要な措置を講じていること。

■税の減免

- 1)新設の場合
 - 固定資産税
操業開始から3年間……………全額免除
以後、2年間……………半額免除
 - 法人市民税
操業開始から3年間……………全額免除
- 2)増設、移設の場合
 - 固定資産税
操業開始から2年間……………全額免除
以後、1年間……………半額免除

■土地の取得

- 1)土地を購入した場合
土地購入費の1/10を交付(1,000万円上限)
- 2)土地を賃借した場合
土地賃借費の10/10を3年間交付(年間100万円上限)

■雇用の奨励

新規地元雇用従業者1人につき50万円を交付(1,000万円上限)

2.その他の支援

■企業立地相談窓口の設置

企業のみなさまからのご相談に応じ、用地の情報提供や各種土地利用規制に関する調査などをお手伝いします。



徳島県の支援

詳しくは、徳島県の「企業誘致ガイド」を参照ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/>